

平成八年自治省令第二十六号

平成八年度における地方財政法第三十三条
の二第二項の額の算定に関する省令
地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三
十三条の二第二項の規定に基づき、平成八年度に
おける地方財政法第三十三条の一第二項の額の算
定に関する省令を次のように定める。

地

方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第
三十三条の二第二項に規定する地方税法等の一
部を改正する法律（平成六年法律第一百一十一号）
による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第
二百二十六号）の規定を適用するものとした場
合における地方公共団体の平成八年度の個人の
道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込
額から地方税法等の一部を改正する法律（平成
八年法律第十二号）による改正後の地方税法附
則第三条の四の規定の適用がないものとした場
合における当該地方公共団体の同年度の個人の
道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込
額を控除した額として自治省令で定めるところ
により算定した額は、次の各号に掲げる地方公
共団体の種類に応じ、当該各号に定める方法に
よって算定した額とする。

一 都道府県 次の算式により算定した額とす
る。

算式

A + 0. 7 8 0 — B

A + 0. 7 8 0 に千円未満の端数があるとき
は、その端数を切り捨てる。

算式の符号

A 地方交付税法等一部を改正する法律（平成
八年法律第十三号）以下「地方交付税法等
改正法」という。附則第3条及び地方交付
税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二十一条
第一項の規定に基づき平成八年度に当該都道
府県の基準財政収入額に加算する額（ただし、
その全区域を道府県とみなして算定した基準
財政収入額に加算する額に限る。）

B 地方財政法第三十三条の二第二項の額の算
定に関する省令（平成八年自治省令第二十七号）
第一号の規定により算定した額
二 市町村 次の算式により算定した額とする。
算式

A + 0. 7 3 1 — B

A + 0. 7 3 1 に千円未満の端数があるとき
は、その端数を切り捨てる。

算式の符号

A 地方交付税法等改正法附則第3条及び地方
交付税法第二十一条第一項の規定に基づき平成
八年度に都の基準財政収入額に加算する額の
うち、特別区の存する区域を市町村とみなし
て算定した基準財政収入額に加算する額

B 地方財政法第三十三条の二第二項の額の算
定に関する省令第二号の規定により算定した特
別区ごとの額

(一) 特別区ごとの額の総額 次の算式により
算定した額とする。
A + 0. 7 3 1 — B

A + 0. 7 3 1 に千円未満の端数があるとき
は、その端数を切り捨てる。

算式

A + 0. 7 3 1 — B

A + 0. 7 3 1 に千円未満の端数があるとき
は、その端数を切り捨てる。

算式の符号

A 地方交付税法等改正法附則第3条及び地方
交付税法第二十一条第一項の規定に基づき平成
八年度に都の基準財政収入額に加算する額の
うち、特別区の存する区域を市町村とみなし
て算定した基準財政収入額に加算する額

B 地方財政法第三十三条の二第二項の額の算
定に関する省令第二号の規定により算定した特
別区ごとの額

(二) 特別区ごとの額 前号に定める方法に準
じて算定した額（千円未満の端数があると
きは、その端数を切り捨てる。）とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。